令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

対象者・利用料について

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての 子どもたちの利用料(保育料)が無償化されます。
 - ※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料(保育料)が無償化されます。
- 利用料(保育料)の**無償化に伴う新たな手続きはありません。**

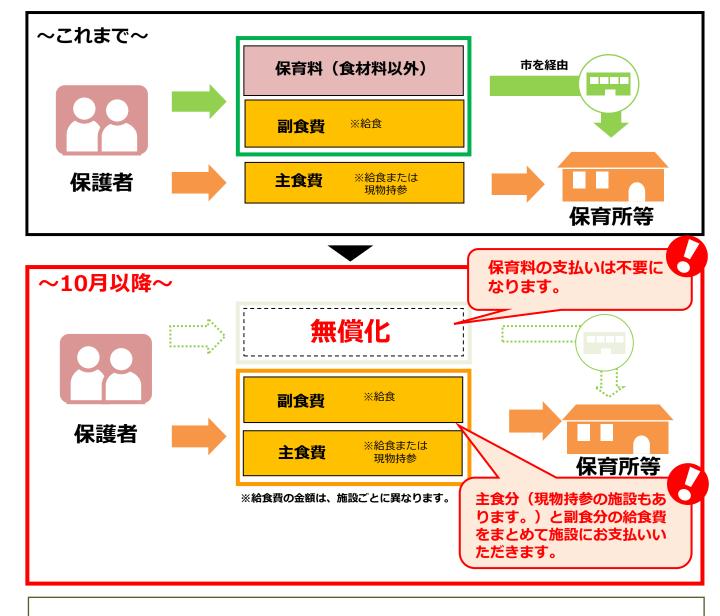
食材料費(給食費)について

- 給食の食材料費(給食費)の支払い方法が、変更します。
 - ■現在、3~5歳児の食材料費(給食費)は、
 - ・主食(お米など)分については直接、
 - ・**副食(おかず・おやつ)分については(保育料の一部として)市を通じて、**保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
 - ■食材料費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。 10月から利用料(保育料)は無償化されますが、食材料費(給食費)については、 保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費 用を負担していただくことが原則となります。 このため、今後は、主食分(現物持参の施設もあります。)と副食分の給食費を

このにめ、学後は、主食が(現物持参の施設もあります。)と副良力の結良質で まとめて施設にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほど お願いいたします。

- ※食材料費(給食費)は、施設ごとに異なります。金額や支払方法については、施設にお問い合わせください。
- ※0歳から2歳までの子どもたちの食材料費(給食費)は、これまでと変わりません。
- 副食費(おかず・おやつ分)については、免除制度を拡充します。対象は、年収360万円未満相当世帯の子どもと、世帯の第3子以降の子どもです。

《詳細は裏面をご覧ください》



《副食費免除の拡充について》

年収360万円未満相当の世帯(保育認定(2号):第1~4階層の一部まで)の全ての子どもと全所得階層の第3子以降の子どもを対象に、副食費の免除を行います。

- ※きょうだい(多子)のカウント方法は、これまでの保育料の 多子軽減と同じ扱いとなります。
- ※副食費の免除に伴う、新たな手続きはありません。
- ※免除対象者には、改めて9月中に通知いたします。